

イギリスにおける1840年後半の自由貿易運動

Free Trade Movement in the Second Half of 1840 in England

金子 俊 夫

(Toshio Kaneko)

イギリスにおける1840年後半の自由貿易運動

Free Trade Movement in the Second Half of 1840 in England

金子俊夫

はじめに

1. Ireland の暴動
2. Metropolitan Anti-Corn-Law Association の活動と同盟
3. Anti-Corn-Law Tea Party の開催
4. その後の Manchester 反穀物法同盟の活動

おわりに

はじめに

イギリスの貿易における輸出総額は1830年代に入ると前半は順調な発展を示すが、後半に入ると、第1表に見られるとおり、1837年に4,210万ポンドとなり、前年の5,330万ポンドの80%弱に落ち込んでしまった。そして1836年の水準に復帰するのは3年後の1839年であった。しかしながら、その年の秋以降から終盤に極めて厳しい不況に陥り、そのまま1840年代に突入してしまった。この不況の原因は1830年代終わりからの農業不況に端を発したのである。すなわち1838年10月から小麦価格が上昇を始め9月に1クォーター当たり64シリング9ペンスが12月には77シリング7ペンスに、さらに翌1839年1月に入るや否や、3週連続で80シリングを超過したのであった。しかし1839年の平均価格は70シリング8ペンスであった。これは第2表のごとく、この年に国内消費向けとして約252万クォーターが保税倉庫から放出された結果であるが、イギリス国内の小麦不足は解消されなかった。なお、1838年にも約174万クォーターが放出されていたのである。国内の小麦不足が食料品価格を騰貴させ、国民に悪影響を与え、特に労働者階級の生活は困窮し、この不満は産業資本家に対する賃銀増大要求として綿織物製造業者に向けられた。

このような経済不安の状況のもとに1840年が始まり、僅かながら景気回復の兆候が見え始めた中での Manchester 反穀物法同盟の活動開始であった。1840年前半の活動は次のように集約できる。

- ① 1月 Manchester にて大規模集会が盛大に開催される。
- ② 2月 London に Metropolitan Anti-Corn-Law Association を設立。
- ③ 3月 Melbourne 政府閣僚との会談。
- ④ 4月 Leeds 急進派の台頭。
- ⑤ 4月・5月 Charles Villiers の議会への動議提出。

1月の大規模集会の開催は国会議員26名と諸都市の代表者200人以上が出席し成功裡に終わり、多彩な目標が掲げられたその年の活動方針が決定され、自由貿易運動の

第1表 1830年～1843年のイギリスの輸出

(単位：100万ポンド)

年代	輸出額	指数	年代	輸出額	指数
1830	38.3	100	1837	42.1	110
1831	37.2	97	1838	50.1	131
1832	36.5	95	1839	53.2	139
1833	39.7	104	1840	51.4	134
1834	41.6	109	1841	51.6	135
1835	47.4	124	1842	47.4	124
1836	53.3	139	1843	52.3	137

注 指数は1830年を100とする。

出所：B.R.Mitchell & Phyllis Deane, *Abstract of British Historical Statistics*, Cambridge at the University Press, London, 1962, pp.282-283.より作成。

第2表 1835年から1839年の国内消費向け小麦の放出量

(単位：クォーター)

年代	放出量	指数
1835	16,336	100
1836	19,554	120
1837	232,793	1,425
1838	1,739,303	10,647
1839	2,519,873	15,425

注 指数は1835年を100とする。

出所：Thomas Tooke and William Newmarch, *A History of Price, and of the State of the Circulation, in 1838 and 1839*, Longman, London and New York, 1848, vol.3, p.294.より作成。

本格的活動の出発点として高く評価されるが、それ以後②～⑤の Manchester 反穀物法同盟の対外活動は自由貿易主義運動の中で満足できるものはほとんどなく、従って1840年の前半における Manchester 反穀物法同盟の活動は自由貿易主義者に失望をもたらす結果となった。

本稿においては、このような状況の中で、巻き返しを願う同盟の活動が1840年後半以降どのように展開していくのかを明らかにしたい。

1. Ireland の暴動

5月に Charles Villiers により議会に再提出された穀物法反対の動議も反対300・賛成177で否決され、Manchester 反穀物法同盟の代表団は London で再び集会を開き、同盟の偉大なる目的を達成するために更なる決意を持って反対運動を再開する、とこれまでの宣言を更新した。そして穀物法に反対する会員一人ひとりの報告蒐集に全力を尽くすという誓約も決定した。

6月に入ると製造業の不振の状況が Ireland より連続して伝えられた。倒産を原因とする食糧暴動の勃発である。“The Manchester Times”によれば概要は次のようである。

「Ireland の南西部の都市 Listowel の貧困は厳しく、馬鈴薯の価格が 1 stone (14 pounds=6.35kg) あたり 16 ペンスに高騰しており、雇用もないという嘆かわしい状況にある。月曜日午前 10 時頃、Limerick への輸送途中の 560 バレルの燕麦を積載した船が Garrykennedy 港に停泊中、民衆の大 1 団が乗り込み積荷の穀物を略奪した。警察が派遣されたが誰も逮捕することが出来ず、かつ穀物も奪還することは出来なかった。」⁽¹⁾

通常民衆の消費の主要な品目は小麦である。そして小麦が不足するときは、大麦・燕麦・ライ麦が代用品として用いられ、これらも欠乏するときは馬鈴薯を主要な食品とする。その価格が高騰するという現象は食糧不足の厳しい状況を表している。

2 日後に Ireland の南西部の都市 Limerick で起こった暴動は次のようである。

「Limerick の民衆は明らかに荒廃状態の中にあり、飢えからの熱望により駆り立てられた暴徒は町中の小麦粉店や食料品店を激しく襲って破壊し、残されたものは何も無い有様であった。David Roche 店、Caswellm 店、Poole Gabbett 店、Harvey 店も全て襲われた。そして強奪された小麦粉は首謀者により信じられないほどの冷静さで分配された。暴動の発生理由は食料品価格の高騰があげられ、貧困の度合いは忍耐の範囲を越えていたのであった。軍隊が出動しようやく群集を分散させ、市長は不況対策の検討をする住民集会を呼びかけた。その間彼は暴動を鎮圧させるために 10 トンのひき割り燕麦を最も貧困な住民に分配した。しかしこの間どこかでは、1 回の舞踏会に 1,000 ポンドを費やしている人達がいる。」⁽²⁾

穀物法は小麦価格を引き上げ、パンの価格を上昇させる。それだけでなくパンのその他の原料である大麦・燕麦・ライ麦の価格も上昇させる。穀物法は外国穀物の輸入を制限・禁止するためイギリスの製造業品は外国市場での販売が抑制され、イギリス国内の製造業は不振に陥り労働需要は減少し、労働者の賃金は低下する。そして多くの労働者階級は天候不順による馬鈴薯栽培の失敗から口にするものも無く放置されている。これがイギリス、特に Ireland の現状である。Ireland の国会議員は保護貿易主義者であり、穀物法維持を唱え、穀物法が土地所有者に利益をもたらさなかったとしても穀物法は継続するべきであると主張し、良い天候と良い収穫が穀物法反対運動を終結させるだろうと楽観視していた。Ireland の唯一の食料である馬鈴薯の今年の備蓄が新たな収穫の前に無くなるかもしれないという考えは持ち合わせていなかった。その恐れを抱いていた民衆が暴動を選択したのであり、Limerick の食料品店による計画的な従業員の解雇が直接の引き金になったのである。

一方 London では Charles Villiers が穀物法反対の決議案、具体的には現行の 1828 年の Sliding Scale 法を審議するための動議を下院議会に再提出した。この動議は以

前にも彼により提出されたが審議対象とならず、また審議の延期工作にも失敗し、4月3日に取り下げられ議会は休会に入ってしまったのであった。この動議を彼はこの動議に対する反対者の公正でない行動を詳細に説明し、5月26日に復活させたのであった。しかし審議に入ると初めから穀物法の支持者たちは話を交わすことのできないほどの騒音を立て、演説者の秩序の要求はまったく無視され、演説者は彼のあらゆる忍耐を失い、傍聴席で審議が聞き取れるように、妨害を排除するよう要請し、音響で審議妨害をする穀物法支持者の代わりに自由貿易論者をそこに着席させた。再度混乱が生じ、演説者は演説の権限を断固主張したにもかかわらず、これさえも何の効果もなく休憩に入ってしまった。晚餐を取った後 Villiers に100人程の聴衆の中で審議を続行する機会が与えられた。しかし食事の際のワインが熱気を呼び戻し、この休憩は一時的な休止に過ぎなかった。再開された審議において同盟の支持者である Mr. Warburton による Villiers の動議に対する賛成演説の途中に「採決、採決」という大きな叫びで攻撃され、かつ、動議に反対の Mr. Clay から、以前検討された議論の蒸し返しであり議会を混乱させていることは大いに遺憾である、との発言があった。⁽³⁾そして Mr. Mark Philips が Manchester のようなイギリスで最も重要な製造業都市の要求を訴えるために立ち上がった時、耳が聞こえなくなるほどの喧騒で迎えられた。このような状況の下で審議を続行することは無駄であった。採決の要求は同意された。その結果動議は自由党からの57票を含む賛成177票、反対300票の123票の大差をもって否決されてしまった。⁽⁴⁾そして議会が閉会したとき自由貿易主義者たちは組織的に実施してきた請願運動を始めとする議会活動がほとんど効果を挙げていないということに認識して大いに落胆した。Edward Baines は政府の独占彼自由を奪い取るには飢饉以外に無いのではないかと嘆き、Morning Chronicle 紙は、民衆は平静かつ無関心でさえあり、穀物法反対運動は一時的な小康状態に陥っている、と報じた。⁽⁵⁾

2. Metropolitan Anti-Corn-Law Association の活動と同盟

しかし議会外においては落胆することなく Metropolitan Anti-Corn-Law Association は世間の注目を集めるにあたり、すこぶる効果的であると思われる請願書を準備するために署名の収集を継続していた。この請願書の署名運動はすでに2月に開始されていたものであるが、7月29日までに計20万人以上が署名した726の請願書になっていた。さらに党派的考慮や拘束から離れた独自の判断で自由に署名された‘Independent’請願書には少なくとも11万人の名前が記載されていた。⁽⁶⁾しかし Francis Place が委員長を務める実行委員会はその報告の中で、人件費は£244.7s. で済んだが請願書臨時費用として£269.15s. が支出されたと発表された。Metropolitan Association の財政状態は当初から全体的に杜撰であった。⁽⁷⁾彼らの活動を運営するためには多額の資金を必要としたが、妥協しない彼らの性格が保守主義者たちの不評を買ってしまい寄付金を獲得できず、当初支持者数千人という報告があったが、6月29日現在で報告書に記載された寄付者は僅か240名で、寄付金の額も最低5s. であったものが£50に引き上げられた。結果、集まった寄付金は1人平均£4にも達せず、£862.4s.2d. で印刷屋や講師謝礼などの支出後£5.11s.7d. が残っただけだった。⁽⁸⁾

この他にも問題点が浮上し、それら経済的問題を検討するために統計委員会が設置

された。そして Place は実行委員会の報告をする少し前の7月14日に、統計委員会が Manchester 反穀物法同盟の財政問題3点について明らかにし、統計委員会の活動が混乱をきたしてしまったことを発表した。第1点は、1月に穀物法に反対した熱狂的な群衆が建設した新たな貿易会館の代金の一部が未払いであること、第2に、同盟はキャリコ問題で Mr. Kenshaw と Mr. Callender に莫大な債務を抱えており、これについては Sidney Smith が彼の同僚にまもなく理由を明らかにする。第3に、Paddy (同盟の印刷屋であると思われる)、Paulton (Smith の講師仲間である)、そして Place の3名は同盟に対する相当なる債権者であり、これらを決済するとなると同盟の資金問題に大きな影響を与えることとなる。⁽⁹⁾

その結果、Manchester 反穀物法同盟と Metropolitan Association との関係はいつそう悪化したのであった。9月に入り Manchester 反穀物法同盟の Richard Cobden からの London での Metropolitan Association の活動計画に関する問い合わせの手紙に対し、Francis Place は次のように答えている。

「我々は困難な問題ではあるが、約200万人が居住する首都を組織化し、資金不足を解消する。

協会は London の東部に組織され、4ないし5の教区を含んでおり、幾人かの有能な指導者が団結してその先頭に立ち、協会支部として適切に運営します。さらにその他にも2つを組織するが、しかし組織費用の資金不足により、それらは失敗するかもしれない。もし資金調達が可能ならば我々は同様な協会支部を4ないし5、それぞれの自治区に組織することができる。そのとき1団体で費用を負担するとなると非常に厳しいです。もしそれが50～60の下部組織に分割されるならそれぞれの小額の負担ですむこととなる。しかし支部の組織費用として£250～£300必要と見込まれるが、我々には£10も調達することは出来ません。

それぞれの自治区には積極的な活動家が数多く存在し、かつ協会支部の組織化方策を我々は有しています。我々がそのような有益な協会支部を組織化する資金を調達できないことを不思議に思うかもしれませんが、しかし我々は更なる資金を獲得するために大変な努力をしたのですが、完全に失敗でした。我々は£10も所有していません。

London の支部において何人かの首長と活動を共にできないかとお尋ねですが、出席の勧誘に応じる首長は誰も居ませんでした。Drury Lane Playhouse で開催した宴会は席の4分の1も満たすことはできなかった。

結論として、我々がいかに貧しく無力であることを証明するために総務委員会の名簿を送ります。会議の開催を決定し全会員に特別招集をかけたが、出席したのは1人だけで欠席の謝罪を送ってきたものは誰もいなかった。」⁽¹⁰⁾

この活動報告書は資金不足と人材不足を訴えており、明らかに Metropolitan Association の本質的活動の失敗を物語るものであり、Place の実行力不足を露呈した以外の何ものでもなかった。Cobden はこの知らせに驚き、落胆して次のような回答を送った。

「あなたの先日の長文の手紙を受け取りました。確かにそれは Metropolitan Association が瀕死状態にあるという告白でしたが、この活動計画を名目的にも継続するに必要な十分な援助は得られないのでしょうか。Manchester は London でのパン税反対の問題を抱えており、資金援助については不可能であることを理解してください。」⁽¹¹⁾

Place はすでに少しの寄付も集めることは不可能であると説明し、必要経費の補填として £ 250 の送金を Cobden に要請したが拒否されてしまった。Place は Metropolitan Association の活動に希望を持っていたが、同盟はすでに London での活動を年内に中止することを決定していた。⁽¹²⁾

一方、Manchester 反穀物法同盟のキャンペーンは立ち消えになっていた。1839年の年始めには大集会が好調な出だしを迎えたように、徹底的な運動が数ヶ月間にわたって展開された。しかし財政問題が大きな障害として浮上し、資金難に陥ると共に活動は休止せざるを得なくなってしまった。5月の初めまでにひどい債務に襲われた。1月の大集会用に建設された会館の費用が完済されておらず、かつ同盟の評議会も印刷費としてかなりの金額を同盟の会員や講師から借金していた。Sidney Smith からは一人で £70 以上を借りている有様であった。8月の始めには再度現金不足に陥り地方への巡回活動も一時的に中止された。同盟の資金獲得を目指す自由貿易主義者から成る地方団体の代わりに、同盟評議会が Manchester で助成金を求めて動き出したが、これが同盟の指導者たちを怒らせる結果となった。しかしこれらの行動のあるものは全く不合理なものであるとも言えなかった。指導者の一人である Cobden は土地所有者によって支配されている Somersetshire の首都 Taunton で穀物法反対運動に情熱を注ぎ、闘っている一住民からの援助要請を拒否したことを残念に思い次のように記している。

「諸君は同盟からの資金援助を受けずに運動を展開することは困難であると言っている。Manchester が同盟であり、我々が現在の費用支払の手段をほとんど見出せないことを残念に思います。またどのような寄付金さえも約束することは不可能です。もしあなた方が配布用の小冊子や同盟年鑑が必要であることを連絡していただければ我々は力の及ぶ限りお届けいたします。先日 London は首都の運動の援助要請を、それはひどいものでしたが、してきました。」⁽¹³⁾

その後のキャンペーンはこれまでのそれと同様にひどいものであったが、同盟は持ちこたえた。事実、状況は1839年の夏と比較してそんなにひどいものではなかった。1840年に同盟を解散しようという議論は無かった。なぜなら同盟評議会は同盟の組織基盤を保つに十分な資金を集めることができると確信していたのであった。1840年7月に Cobden が次のように明言している。

「我々同盟は信頼できる多くの真の友人を持ち、彼らが同盟の存続を維持するに必要な十分な資金提供を末長く継続し得ることを理解しているという非常に望ましい

状況の下にある。」⁽¹⁴⁾

1840年に同盟は再度活動の自粛を余儀無くされたが、存続に関する問題は発生しなかった。この年の最も重要な失敗の結果は同盟を分割しようという極めて重大な問題を解決したことであった。初期の **Manchester Association** の目的は講師によるものであろうと、小冊子によるものであろうと反穀物法運動の情報を普及させるための、かつ請願費用を支払うための基金構成にあると規定されていたのであった。同盟はその姿勢として政治とはできる限り関係しない遠く離れた位置にいることを決定し、講演旅行やその他の宣伝活動によって世論を啓蒙する活動を制限し、大規模な集会や会議や請願書によって議会に影響を与えようとし、この政策は2年間試みられたが失敗した。同盟は政治家に対し自分たちの要求を強要するいかなる影響力をも持たなかった。同盟の活動を抑圧する1840年の議会改革運動が改革は議会の体質を変えることなしには達成できないという信念を抱かせる一方、その失敗は根本的政治改革にたいする国民の支持がほとんど無かったことを物語っていた。同盟の宣伝活動の失敗は政治領域に活動を拡大する必要性を感じさせ、当時政治操作は恥ずべき行為であることを熟知している同盟の実直な会員にとって最も嫌悪するものであった。しかし同盟の使命が具体的な結果を出すことにあるならばそれは採らねばならない手段であることは明らかであった。**Cobden** は当初より下院議会の現状は自由貿易への移行を妨げており、目的達成のためには議会改革が必要であると認識し闘ってきた。1840年において議会改革のための活動はいまだ軌道に乗っておらず、その年の後半以降に同盟は動き出したのである。最初の兆候は9月に現れた。**Cobden** が以前から **J.B. Smith** に示唆していた計画に着手したときであった。それは完全な自由貿易主義者のみが投票に値する将来の候補者であることを明言し、急進党に従順である選挙区の有権者を勧誘する計画であった。選挙制度に影響を与える計画を決定し、法廷弁護士による登記の修正がなされると直ちに活動を計画している全ての地区の登記簿の写しを入手し、有権者に同盟新聞を送付し、穀物法問題について話し合うため同盟の代表団との会合への参加を促した。穀物法問題については政党とは完全に一線を隔し、穀物法の廃止のみを公約とした組織形成のためできるだけ多くの選挙民を勧誘した。そして **Cobden** は議席を得るために次の選挙に出馬する旨を明らかにし、選挙民に自由貿易問題に国会議員が協力するよう強い圧力をかけることを要望した。しかしながらこの活動は試行錯誤を重ね直ぐには進展せず、同盟の政策転換が決定的な動きを見せるのは1840年の終わりになってからであった。

3. Anti-Corn-Law Tea Party の開催

一方 **Manchester** において、自由貿易運動に大きな影響を及ぼす新たな有力な動きが発生した。息子、夫、兄弟たちを大いに熱中させている穀物法問題に母、妻、娘である女性たちが深い興味を示し始めたことである。ある老婦人が **Archibald Prentice** に次のように語った。

「日々の糧であるパンのための毎日の祈りの中で **Richard Cobden** の良き活動に対

しても幸運を祈っており、そして粗末な収容所で苦しんでいる貧困者である労働者の全てが神が人に授けた能力である豊富な才能を楽しむ生活を送れるよう祈っている。数千の女性の心臓は食料不足により数百万の人が餓死に直面しているという状況に激しく鼓動している。不自然な社会の厳しい規則は豊富で安価という恩恵を普及させるための幅広い運動から女性を締め出すためのものですか。」⁽¹⁵⁾

この発言が1つのきっかけとなって、反穀物法同盟の多くの女性会員から問題提起がなされ、同盟活動における女性の正式行事として10月29日に大規模な最初の **Anti-Corn-Law Tea Party** (反穀物法茶会) が **Manchester** 穀物取引所で開催され、計850名以上の男女が参加した。この会は女性中心に運営された同盟最初の催しで、主として **George Wilson** 夫人の提言による一連の自由貿易運動の活動を宣伝かつ鼓舞することを目的としたものであった。これまでは同盟の活動には女性を取り込むことはなかったが、新たな方向が明確に打ち出された。穀物法の廃止により深い興味を有しているのは一般の人々以上に現在の母親である女性と将来母となる世代の女性たちである。**The Anti-Corn-Law Circular** は「反穀物法運動の歴史における新たな時代の幕開け」⁽¹⁶⁾ と報じた。これまでは女性たちは晩餐会における単なる少数派であり、観客としての役割を演じていたに過ぎなかったが、今や彼女たちが主役を演じ、招待客名簿からの70人の賓客の選択からテーブルの準備に至るまで彼女らの責任において茶会は運営された。会場に設置された65の各テーブルには **Richard Cobden** 夫人を始めとする女性が1人ずつ配置され主人役を務め、そのうち13のテーブルでは独身女性が務め、**Archibald Prentice** の娘 **Mary** もその1人であり、⁽¹⁷⁾ バザーも開かれた。

女性に、貧困者の家計の維持問題を観点にして自由貿易を主張する、という機会が与えられたのである。⁽¹⁸⁾ 家庭的な問題を社会的問題として把握することにより同盟のイメージを徐々に柔軟化し、活動の主旨を一般市民に浸透させることを企図したものであった。

M. Frederic Bastiat は女性の社会進出に期待をこめて次のように論じている。

「時は変わり、時代は進展した。これまでの活力は消え、たくましい活力が登場した。不公平や抑圧は形を替え、見解の対立という戦場から闘争は取り除かれ、女性の使命は終結するであろうか。社会的な運動において女性は常にしんがりを勤めるのであろうか。新しい慣習に彼女らの有益な威光を働かせることは禁止されているのであろうか、また現代文明の存在が要求している、より高尚な体制の美德を女性の顧慮の下に育むことは許されないのでしょうか。いいえ違います。人間愛を上昇させる運動には女性帝国を永久に止めるような問題点は存在しません。文明は変化し、それ自身向上するようにこの帝国は一変しそれと共に発展しなければなりません。負けてはなりません。——そして調和の取れた社会や神意による社会体制には不可解な空虚感が存在します。」⁽¹⁹⁾

Archibald Prentice も次のように評価している。

「M. Kohl が同盟の活動への英国女性の参加について論じて以来、私はこの問題に関する反響を期待しています。私はこれまでの激しい論争に女性が登場することを読者が驚き、おそらく憤慨することを疑いません。女性はこの科学的混乱の状況下にある危険の中で、関税、給料、利益、独占という残忍な言葉に苛立ち、優雅さを失いつつあるように思えます。

しかし、もし女性が退屈な詭弁や興味の無い統計に不安を感じるようになるなら、女性は驚異的な賢さと迅速で確実な評価能力を授かり、それが直ちに詭弁や不安を看破する女性の活力を作る。女性は同盟の活動を困窮階級に対する公平と賠償の運動であり、慈善は単なる施しの形ではないことを理解している。私たちは不孝な人を救う用意ができていて彼女たちは言っている。法律は不幸な人々を創るべきではありません。私たちは空腹な人々に食料を与え、寒い人に衣服を与えたいのです。

私たちは衣服とその欠乏、生活と飢餓との間に介入する障壁を除去するという女性たちの目的への努力を賞賛します。

そしてさらに、社会における女性の使命と完全に一致する同盟の活動にイギリス女性が介入する余地はないのでしょうか。自由貿易主義者に与えられた募金を目的とした饗宴、音楽や談話の夜会が有り、そこでの労働者階級の状態を議論する大演説会に女性が参加することにより名声や温情や活力を理解しあうことができ、最も雄弁な演説者、或いは最も根気のある自由の擁護論者に豪華な賞品が与えられます。

ある哲学者は、1人の人間はその胸中であらゆる美德、あらゆる有益なエネルギーを発展させるために1つのことをすれば良い。それは単に名誉であることを称え、卑しいことを軽蔑することである、と言っている。そして恥辱と名誉を自然に分配するのは誰なのか。真の女性とは道德の目的、動機の純粋性、方法の便宜性を識別する確な機転を備えた女性であり、わが社会の闘争の単なる見物人で、常に誰にでもときには外国人にも公平無私の精神を備え、同情心、卑劣な関心、決して氷を超えない冷たい計算力を持ち高貴で美しいものに共鳴し、涙で禁じ、微笑みで命ずる女性が真の女性である。

前時代において女性は馬上試合の戦勝者に冠をいただくせた。勇氣、演説、寛容、は女性の興奮した拍手喝采により普及したが、冷酷な有力者が微弱者や無防備な者を無視するという困難で激烈な時代において、闘士の激しい流儀を備えた中世騎士が持つ勇氣と忠誠心に見られる寛大な行為の連合を奨励することは良いことである。

時代は変わり、進み、筋骨たくましい力は道德的エネルギーに地位を譲り、不公平や抑圧は形を変え、闘争は戦いの場から思想論争に移行し、女性の使命は終結するのであろうか。女性は常に社会運動の背後に追いやられるのであろうか。新しい慣習を超えて女性の慈悲深い影響を訓練することや、或いは女性の考えの基に現代文明の存在を求めている一層向上した秩序の美德の育成を女性に対し禁じるのであろうか。

いいえ、これはできない事です。人間性を高める運動において女性王国が永久に停止するという問題点は存在しない。文明は変容しそれ自身向上するようにこの王国は変容しそれとともに発展しなければならず、絶滅させてはならない。それから社会調和に、そして物事の神意による秩序には不可解な空間が存在するであろう。われわれの時代において死ぬべき運命の美德、知的能力、啓発された博愛主義を決定すること

は女性にとって適することである。」⁽²⁰⁾

「これは女性が有効な奉仕として反穀物法同盟を援助するための協同活動の開始である。」⁽²¹⁾

この華やかな茶会の議長は Mr. Mark Philips が任命され、演説は終始高い希望と固い決意の意気を表明したもので、講演者は議長の他、Richard Cobden、Manchester 商業会議所会頭の J.B.Smith、Sir Thomas Potter、議長の友人で Manchester 代表の Mr. R. Hyde Greg、Salford の会員である Mr. Brotherton、John Brooks、Joseph Cheshire Dyer、Liverpool の Lawrence Heyworth らであった。⁽²²⁾

これは女性による公明正大なる慈悲という信条を根拠とする最高の信頼を基盤にした十分効果の期待できる同盟の正式な協同活動の始まりである。

4. その後の Manchester 反穀物法同盟の活動

Manchester 反穀物法同盟の代表者は London で代表者会議を開き、土地所有者からの申し立てに対応するために、諸州出身の農業労働者の現状に関する調査を実施することとなった。土地所有者は製造業地域の住民の不況は過剰生産にあると考えているが、農業労働者は農業保護による利益を歓迎しており、あるいは何か他に不況の原因が存在するのでは、と主張したのであった。⁽²³⁾ 新聞に報道された農業労働者に関する調査結果の概要は次のようである。

1. 農業労働者の夏期の賃銀は生活必需品の購入に不十分であった。
2. 冬期には民間や協会のチャリティによる援助無しには生活できなかった。
3. 衣服は素の服地を継ぎはぎでほとんど全てを覆うまで年々着続けた。
4. 彼らの賃銀上昇は食料価格の上昇に対応していない。
5. 結果的に、彼らの状況はほとんど改善されず、大いに悪化している。⁽²⁴⁾

もし穀物法が農産物の価格を上昇させているならば、農業労働者の増収分の全ては地代の上昇という形で支払わされており、穀物法が公然と彼らの利益を奪い、穀物法から彼らが恩恵を蒙るものは何もなかった。土地所有者や農場経営者により強制的に論争に参加させられていた農業地区の農業労働者から同盟の講演者が歓迎を受けているということが新聞や同盟の小冊子で広く報じられた。⁽²⁵⁾ このような農業労働者の状況が明らかになるということは反穀物法同盟が穀物法の問題点を指摘し、運動を推進していくには好都合であった。

そして同盟の活動として、800人以上の講師たちも熱心に国内をくまなく講演に出かけた。出向いた地方は計32州⁽²⁶⁾の主要都市、その他 Scotland の49箇所、Ireland の24箇所、Wales の32箇所であった。これらは広範囲に渡ったが直接の講師派遣の注文ではなく、仲介者の斡旋により実施されたものが多く更なる拡張が要請された。その年いっぱい選挙区で自由貿易運動を展開するために準備がなされた。そして何人かの評議会委員はすでに講演を求められた地域に赴き先導者としての役割を演じ、また

講演を求める数多くの要請状が各地から届けられ、同盟は自由貿易を啓蒙する小冊子を多数準備した。その結果、同盟が抱えていたいかに出版物を増大させるかという課題は解消した。そして今後これらの活動が遭遇する妨害は恐るべきものと想定されたため、その準備は慎重に進められた。Prentice は国民に対する啓蒙について次のように話している。

「国家は真の経済原則を教育されなければならない、——国家は過去の商業政策がいかに愚劣で不公平であったかを納得すべきであり、——そして険しい丘を登るために丈夫な心臓を自分自身強い決意の下に準備すべきである。」⁽²⁷⁾

これをもとに同盟の講師たちはイギリスの各地でこつこつと、ある時は大都市において経済原則の適用を聡明な聴衆に教育し、ある時は小さな町々や村々で自由貿易の教義について労働者階級に講演し熱狂的な雰囲気包まれた。上々の評判を得たこの活動により広い活動範囲において労働者階級というもう 1 つの階級を味方にするのがいかに重要であるかが判明した。

11月30日に Liverpool と Manchester の中間にある Warrington で集会が開かれ、講師派遣の要請を受け反穀物法同盟を代表して Manchester から Mr. R. Cobden、Mr. W. Rawson、Mr. John Brooks が、Liverpool から Mr. Lawrence Heyworth らが中心となって出席した。この会には聴衆として数多くの Chartist が出席しており、彼らの参加により自由貿易運動の支持者たちを励まそうというこの集会の主旨が変えられてしまった。議論が進行している中で Chartist たちは大胆不敵で妥協することも無く振る舞い、議場はただ彼らを懐柔することのみに終始し緊急なる改革を求めている人たちが意見を述べる機会忘れられがちであった。しかし議長の Mr. Holbrook Gaskell が同盟の代表団を紹介した後に、Mr. Rawson が短かったが思慮深い演説を行なった。続いて Mr. Brooks が精通している面白い実例を交えながら自分の考えを熱意を持って主張した。Mr. Heyworth は穀物法の特徴として、貧しい者を一層貧しく豊かな者をより豊かにする機能を有すると説明し、これを解決するためには選挙への参政権を有効に行使できる制度を構築することが必要であると論じた。Travis という名の知性的な男が起立して穀物法と 6 条憲章の両者に一括して反対するという決議案を提案したが、しかしそれらの法が廃止されると土地は耕作されなくなるという議論に及んだ。Mr. Rawson は巧みに Travis の誤った考えを指摘し、唯一の方策として単に廃止に反対しただけであるという承認を彼から引き出した。Mr. Heyworth は製造業者は賃金の減少を抑える力を有しておらず、賃銀の低下は仕事の減少に起因しており、失業者同士の競争の結果であると演説した。Mr. Cobden はわかりやすい論理により議論を進めるといふ高度な力量を発揮し、投げかけられた質問から逃げることなく、その質問に精力的に取り組み、賃金を規制する素因を明確に説明し、民衆の状況は食料が不足して高価であった時より、豊富で安い時の方がより良かったという多くの現在の実例を訴えることにより反発する聴衆を沈静化するという功績を上げた。その後、Mr. Eskrigge が有権者は穀物法の廃止に賛成でない自治町村を代表する候補者に投票しないということを誓約した動議を提出し承認された。⁽²⁸⁾

同様な集会在12月21日に Manchester の南部の近郊 Macclesfield で開催され、同盟からは Warrington の集会にも出席した3名、Mr. Cobden、Mr. W. Rawson、Mr. J. Brooks と Mr. W. Evans が講師として派遣された。Macclesfield ではこれまで、自由貿易が採用されると絹製造業地域が打撃を受けるという思想が普及しており、自由貿易主義の推進活動はほとんど抑えられていたのであったが、この集会の結果、製造業に対するあらゆる保護の廃止を主張する反穀物法協会が当地に成立した。これら2つの集会が啓蒙的役割を演じ同様の組織が国内中に形成され、その数は数百に達したのであった。⁽²⁹⁾ Cobden を始めとする講師陣が各地に出向き Ricard 経済学の国際分業論による比較生産費説に基づく自由貿易主義の教義を Manchester School として普及させた結果である。このとき Cobden は国内の多くの製造業者や商人たちが自由貿易支持に転向しその普及に積極的になったことを感じて、近い将来において穀物法の廃止が実現するであろうという新たな希望をいだいたはずである。

おわりに

1840年に同盟はその目的の普及において諸活動を展開し、それが功を奏し175,840人の署名からなる763の請願書を下院に送り、そして18,003人の署名した22の請願書を上院に提出することができた。チラシや小冊子は125万部が、2万部の The Anti-Corn-Law Almanack、33万部の The Anti-Corn-Law Circular が国内に配布された。⁽³⁰⁾

また自由貿易運動に参加することを奨励するために反穀物法同盟への加入申込書をイギリス国内の聖職者、全ての地方公共団体、救貧法保護者に届けられた。そして反穀物法協会を結成するための案内書が遠く広範囲に送付された。

しかしながら、Metropolitan Anti-Corn-Law Association の活動の失敗が Manchester Anti-Corn-Law League を大きく失望させた。London での活動が失敗した1つの理由は Manchester Anti-Corn-Law League と London 急進派との意見の衝突であった。London 急進派はこれまでいかなる Radical 運動において主導的役割を演じており、反穀物法運動の運営においても指導的な決定権を手中に収めたかったのである。

Metropolitan Association のこの年の短い活動において独立的姿勢が同盟評議会との紛争を誘発した。一例として、Metropolitan Association は同盟の意見を聞くことなく地方協会の代表者会議を開催してしまい、この対立は London の自由貿易主義者を数年間にわたり混乱せしめた。同盟評議会の指導を受け入れることは不本意であったが Metropolitan Association の存続のための資金に対する Manchester からの問い合わせについてこれまで拒否を表明することは無かった。しかしその要求を拒否した Metropolitan Association は首都での活動を自分たちで効果的に運営することは困難であることを認識した。

Metropolitan Association の London での運動が挫折したもう一つの理由とこの年の同盟の全キャンペーンが失敗に終わった事実はいくつかの他の都市の協会の活動と同様に同盟の旗印を捨てたことと、広範で途方も無い改革の計画に走ってしまったことである。

評価しうる活動として指摘できるのは Anti-Corn-Law Tea Party の開催である。これまでの同盟の活動に女性中心の活動が加わることは無くこれが最初であり、1840年の同盟キャンペーンが低調だったことを考えると注目に値する。また11月と12月の集会への参加も評価できる活動である。これらの集会への講師派遣でも明らかなように、1840年は同盟の講演者の活動に対する需要があり、そしてそれに十分対応できる講演者たちが同盟には存在しているということが明らかとなって終わった。

【注】

- (1) Archibald Prentice, *History of the Anti-Corn-Law League*, Frank Cass & Co.Ltd, London, 1968, p.162.
- (2) Prentice, *History of the Anti-Corn-Law League*, p.162.
 一方で、町での穀物不足は存在していないという Reporter の報告もあった。ちなみにこの町での馬鈴薯の価格は 1 stone (14 pounds=6.35kg) あたり8ペンスであり Listowel の2分の1である。(Prentice, *History of the Anti-Corn-Law League*, pp.161-162.)
- (3) Donald Grove Barnes, *A History of the English Corn Laws from 1660-1846*, Augustus M. Kelley, New York, 1961, p.244.
- (4) Norman Longmate, *The Breadstealers, The Fight against the Corn Laws, 1838-1846*, Maurice Temple Smith Ltd., London, 1984, p.54.
- (5) Elie Halevy, *A History of the English People in the Nineteenth Century - III, The Triumph of Reform 1830-1841*, Ernest Benn Limited, London, 1950, p.339.
- (6) Longmate, *The Breadstealers*, p.54.
- (7) 1840年前半の Metropolitan Anti-Corn-Law Association の活動については拙稿「1840年前半の Manchester 反穀物法同盟」、『経営論集』73号、2009年、の「2. Metropolitan Anti-Corn-Law Association と Leeds の活動」を参照のこと。
- (8) Longmate, *The Breadstealers*, p.54.
- (9) Longmate, *The Breadstealers*, pp.54 - 55.
- (10) Longmate, *The Breadstealers*, pp.55 - 56.
- (11) Longmate, *The Breadstealers*, p.56.
- (12) Wendy Hinde, *Richard Cobden, A Victorian Outsider*, Yale University Press, New Haven and London, 1987, p.80.
- (13) Norman McCord, *The Anti-Corn Law League 1838-1846*, Unwin University Books, London, 1968, p.78.
- (14) McCord, *The Anti-Corn Law League*, p.81.
- (15) Prentice, *History of the Anti-Corn-Law League*, p.170.
- (16) Paul A. Pickering and Alex Tyrrell, *The People's Bread, A History of the Anti-Corn Law League*, Leicester University Press, London and New York, 2000, p.120.
- (17) この茶会での各テーブルの責任者を担当した女性は次の通りである。
 Mrs. W. Rawson, Mrs. John Brooks, Mrs. Brotherton, Mrs. Cobden, Mrs. Kershaw, Mrs. T. Walker, Mrs. W. Evans, Mrs. Lewis, Mrs. J. Ashworth, Mrs. Harbottle, Mrs. Burton, Miss Hanmer, Mrs. Jackson, Miss Stephens, Miss C. Perkins, Mrs.

- W. Mather, Mrs. Taylor, Mrs. Bryden, Miss M. and Miss H. Horner, Mrs. J. Taylor, Mrs. E. Evans, Miss Mary Prentice, Mrs. Phythian, Mrs. Antrobus, Mrs. Greaves, Mrs. James Boyle, Mrs. Whitlow, Mrs. Wood, Mrs. E. Hall, Mrs. Rawson, Mrs. Caldecut, Mrs. E. Perkins, Mrs. Ellis, Mrs. J. Galloway, Miss M. A. Carr, Mrs. Watkin, Mrs. Scot, Mrs. W. Perkins, Miss Nodal, Mrs. G. Macintyre, Mrs. Armitage, Mrs. Dean, Mrs. G. Wilson, Mrs. Slack, Mrs. Leatherbarrow, Mrs. James Howie, Mrs. Nicholson, Mrs. Deaville, Mrs. Rawsthorne, Mrs. Hutchinson, Miss Hall, Miss Knowles, Mrs. David Ainsworth, Miss E. Leete, Mrs. Wood, Miss Shepherd, Mrs. C. Mather, Miss M. Robinson, Mrs. Heywood, Mrs. W. Besley, Mrs. H. Vickers, Mrs. Jones, Mrs. Goode. (Prentice, *History of the Anti-Corn-Law League*, pp.170-171.)
- (18) Nicholas C. Edsall, *Richard Cobden, Independent Radical*, Harvard University Press, Cambridge, Massachusetts, London, England, 1986, p.91.
- (19) George Barnett Smith, *The Life and Speeches of The Right Hon. John Bright, M.P.*, vol. 1, Hodder and Stoughton, London, 1881, p.142.
- (20) Prentice, *History of the Anti-Corn-Law League*, pp.171-173.
- (21) Longmate, *The Breadstealers*, p.196.
- (22) Prentice, *History of the Anti-Corn-Law League*, pp.170-171.
- (23) Prentice, *History of the Anti-Corn-Law League*, pp.163-164.
- (24) Prentice, *History of the Anti-Corn-Law League*, p.164.
- (25) Prentice, *History of the Anti-Corn-Law League*, p.164.
- (26) 講師が派遣された主な州は次の32州である。
Buckinghamshire, Cheshire, Cambridge, Cornwall, Cumberland, Devon, Dorset, Derby, Durham, Essex, Gloucestershire, Hampshire, Hantingdonshire, Kent, Lancashire, Lincolnshire, Leicestershire, Middlesex, Norfolk, Nottinghamshire, Northumberland, Northamptonshire, Suffolk, Sussex, Staffordshire, Shropshire, Somersetshire, Surrey, Worcestershire, Westmorland, Wilts, Yorkshire. (Prentice, *History of the Anti-Corn-Law League*, p.174.)
- (27) Prentice, *History of the Anti-Corn-Law League*, p.174.
- (28) Prentice, *History of the Anti-Corn-Law League*, pp.168-169.
- (29) Prentice, *History of the Anti-Corn-Law League*, p.169.
- (30) Longmate, *The Breadstealers*, p.56.
George Barnett Smith はその著、*The Life and Speeches of the Right Hon. John Bright, M.P.*, Hodder and Stoughton, London, 1881, p.143. において 下院に送付した763の請願書の署名者数を775, 840名、上院への請願書22の署名者数を78, 003名、としているが、Archibald Prentice も *History of the Anti-Corn-Law League*, p.173.において、763の請願書の署名者数を175, 840名、上院への請願書22の署名者数を18, 003名、としているので、G.B.Smith の775, 840、78, 003という両数字は誤植と思われる。

(2011年9月10日受理)